

令和5年度第3回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議

次 第

日 時：令和5年10月25日（水）
15時30分～16:30まで（予定）
場 所：市役所附属棟1階第1会議室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

(1)龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程の一部改正について

【管財課】

(2)旧学校給食センター第1調理場の防災拠点整備について

【防災安全課】

【報告事項】

(1)旧城南中学校の跡地活用公募結果及び今後のスケジュールについて

【管財課】

3 その他

4 閉 会

公共施設等マネジメント戦略会議
付議事項概要書

No. 1

件名	龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程の一部改正について
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) 改正にあたり委員皆様のご意見を伺いたい
協議事項の 具体的内容	(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等) 全庁的な事務事業のスリム化に向けた取組である「既存事務事業の見直し」を進める中、「内部会議の庁議報告の簡略化」を掲げていることから本規定を改正するものである。
添付資料	新旧対照表、内規（案）
部課等名	総務部 管財課 再生戦略グループ

情報公開の区分（該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。）

公開 部分公開 非公開	非公開（部分公開を含む。） とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当
	公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入）	

龍ヶ崎市訓令第 号

龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程の一部を改正する訓令

龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程（平成26年龍ヶ崎市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告) 第9条 <u>第7条第1項の規定により付議事項を提出した課等の長は、マネジメント戦略会議の会議の結果を必要に応じて</u> 庁議に報告するものとする。	(報告) 第9条 会長は、マネジメント戦略会議の会議の結果を庁議に報告するものとする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年10月

龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程内規（案）

第9条に係る庁議に報告する案件

1. 不動産の買入れ（全て）
※予定価格 20,000 千円以上の不動産は議会の議決が必要
2. 不動産の売払（議決案件のみ）
※予定価格 20,000 千円以上の不動産は議会の議決が必要
（土地については、1件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）
3. 動産の売払（議決案件のみ）
※予定価格 20,000 千円以上の動産は議会の議決が必要
4. 公共施設の再編に係る跡地活用等
（例）小中学校の跡地活用
5. その他、特に重要な案件
（例）公共施設の新設、民間施設の公共活用

ここに掲げる事項以外の案件は、公共施設等マネジメント戦略会議の会長及び副会長と協議し決定するものとする。

公共施設等マネジメント戦略会議
付議事項概要書

No. 2

件名	旧学校給食センター第1調理場の防災拠点整備について
区分	<p>1 公共施設等総合管理計画の策定等</p> <p>2 上記1に基づく取組推進等</p> <p> i 個別施設計画の策定</p> <p> ii 公共施設の新設</p> <p> iii 公共施設の用途廃止・変更</p> <p> iv 公共施設の管理運営方法</p> <p> v 進行管理</p> <p>3 市有財産の取得, 財産の借受</p> <p>4 市有財産の売却・貸付</p> <p>5 その他</p>
協議の論点	<p>(協議すべきポイントを簡潔に記載すること)</p> <p>旧学校給食センター第1調理場施設を主に防災倉庫として改修し、感染症対策等を踏まえた避難所資材の「パーテーションテント」、「段ボール間仕切り」及び「段ボールベット」をはじめとした災害備蓄品を集中備蓄し、災害時において、市民の避難状況に応じた適切な配給を図る他、他自治体等からの救援物資の受入れ拠点とするなど、防災拠点施設として整備するにあたり、ご意見を伺いたい。</p>
協議事項の具体的内容	<p>(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所運営に必要な資材として令和2年度に「パーテーションテント」や「段ボールベット」等を購入し、現在、旧長戸小学校体育館に臨時的に集中備蓄しているところであるが、最終的な保管場所が確保できていない状況にある。</p> <p>しかしながら、旧長戸小学校体育館の改修が令和6年度に予定されており、当該資材を別な場所へ移動・保管させる必要性が出てきている。</p> <p>当課において、移動・保管先となりうる施設の所管課等との調整をしながら、別紙のとおり避難所運営資材の備蓄方法について検討を行った。</p> <p>検討の結果、防災備蓄倉庫としての立地条件や施設スペース・構造等を踏まえ、旧学校給食センター第1調理場施設を倉庫機能としての必要最低限の改修(給食・調理資機材の撤去、電気設備や上下水道の改修等)を行うことが費用対効果を担保した実効性の高い解決策であることを判断したところである。</p> <p>また、災害時において他自治体等からの救援物資の受入れ拠点機能を併せ持つことにより、防災拠点施設として、市の災害対応力の向上に大きく期待できるものであり、当該施設の改修についてご意見を伺いたい。</p>
添付資料	資料 避難所運営資材(旧長戸小学校体育館保管)の備蓄方法について
部課等名	総務部 防災安全課 防災対策グループ

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

公開	非公開 (部分公開を含む。)	龍ヶ崎市情報公開条例第 条第 号該当とする理由
部分公開	公開が可能となる時期	
非公開	(可能な範囲で記入)	

避難所運営資材（旧長戸小学校体育館保管）の備蓄方法について

1 感染症対策資材の保管に関する課題

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営で使用する資材として、令和2年度に「パーティションテント」や「段ボール間仕切り」等を購入し、現在、旧長戸小学校体育館に集中管理している状況である。

しかしながら、所管課である地域づくり推進課において、令和6年9月以降に旧長戸小学校体育館を改修する予定があり、当該資材を保管できなくなるため、改修までに別な場所へ移動・保管させる必要がでてきている。

2 旧長戸小学校体育館に備蓄してある資材

- ・防災キューブ：420基
- ・ひなんルームなごみ：360基
- ・段ボール間仕切り：72基
- ・段ボールベット：180基



※旧長戸小学校体育館の現在の保管状況（旧長戸小学校の体育館約半分を占有している状況）



3 移動保管先場所の条件と立地条件等の検証

(1) 立地条件について

移動保管先場所の検討するにあたり、災害リスク回避の観点から、下記のとおり保管場所の立地条件等を検討した。

- ・小貝川、利根川の浸水想定区域外であること
- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外であること
- ・災害時の避難所への物資輸送を踏まえると保管場所は1階が望ましいこと（緊急性・安全性）

(2) 移動保管先場所の検討と立地条件等の検証

移動保管先場所として下記の施設を検討し、立地条件等を検証した。

- ①浸水想定区域外の小中学校の余裕教室への分散備蓄
- ②スポーツサロン北文間館（3階）への集中備蓄
- ③旧学校給食センター第1調理場への集中備蓄

①浸水想定区域外の小中学校の余裕教室への分散備蓄

《浸水想定区域外の小中学校と資材分散数（案）》

	余裕教室の有無【実態】	防災キューブ	避難ルームなごみ	段ボール間仕切り	段ボールベット	計
長山小学校	×	—	—	—	—	—
松葉小学校	○（5部屋）	210	180	36	90	516
長山中学校	×	—	—	—	—	—
久保台小学校	×	—	—	—	—	—
中根台中学校	×	—	—	—	—	—
駒馬台小学校	×	—	—	—	—	—
龍ヶ崎小学校	×	—	—	—	—	—
八原小学校	×	—	—	—	—	—
龍ヶ崎中学校	○（3部屋）	210	180	36	90	516
城ノ内小学校	×	—	—	—	—	—
城ノ内中学校	×	—	—	—	—	—
参考：均等割	—	38	32	6	16	92

《検証》

○各小中学校への分散備蓄により、避難所設置時は速やかな展開が可能となる

△学校への余裕教室としての活用について、学校の意向調査が必要

⇒教育総務課にて確認したところ、国、県で実施している余裕教室調査において本市としての回答は、市内の小中学校において**余裕教室は「該当なし」**との回答をしている。

実態の余裕教室としては、**松葉小学校に5部屋（2・3階）、龍ヶ崎中学校に3部屋（1・2・3階に各1部屋）**があるとのこと【R5.8.1教育総務課確認】

×余裕教室によっては、2階以上の保管となり、運搬に負担がかかる

②スポーツサロン北文間館（3階）への集中備蓄 《スポーツサロン北文間館（3階）の現況》



《検証》

○備蓄スペースの確保は可能

×災害時に3階からの運搬となり運搬に支障をきたす（運搬に時間がかかる・体力的な負担が過大・怪我の危険性あり）

×小貝川が決壊した際に、浸水の状況により運搬自体が不可能になる可能性がある

③旧学校給食センター第1調理場への集中備蓄

《背景》

当該施設は、新学校給食センター施設の建設にあたり、調理場としての利用は終了し、その後は公共施設として別用途で利用するか、公共施設としては利用せず、処分を行うかどうかを管財課において検討しているところである。

防災安全課において、旧長戸小学校体育館に保管している感染症対策資材の保管先として利用することはできないかと管財課へ相談したところ、当課においてその必要性を整理、報告した上で今後の施設活用について検討してもらえることとなった。

《調理場の現況》



備蓄スペースとして十分な広さが確保できる。

災害時において他自治体等からの救援物資の受入れスペースも確保が可能。

窪みや排水溝



調理器具やラック等の撤去・廃棄や排水溝をはじめとした窪みや突起物等があるため、平面化の改修が必要。



調理場にトラックを寄せて直接搬入ができる施設となっており、緊急時の備蓄品の搬出がしやすい。

また、他自治体や災害協定先等からの救援物資等をはじめとした搬入もしやすい。



冷凍、冷蔵室もあり、倉庫として活用が可能。

《事務室・会議室等の現況》



《敷地内の現況》



約30台の自動車の駐車が可能。運搬用の大型トラックの搬入・搬出も可能。

《その他の部屋》



《検証》

- 備蓄保管スペースが確保できる
 - その他の備蓄食や資機材を集中備蓄するスペースがあることから、各防災コンテナ内の備蓄品を集中管理することにより、各コンテナ内の余裕ができる
 - 浸水想定区域外であり、1階のスペースでの運搬が可能（トラックの搬入口があり、スピーディーな運搬が可能）
 - 災害支援物資を受ける施設としての活用をはじめ、備蓄施設の他、多機能な使用方法により、防災拠点としての活用ができる
- △調理施設の廃棄や水道、電気関係の改修整備が必要

《留意事項》

- ・現在の学校給食センター第1調理場の建築基準法上の用途が「工場」となっており、倉庫として活用するのであれば、建築基準法上の用途変更が必要となる可能性があるため、都市計画課と事前調整が必要となる。
- ・建物用途の変更に伴い、必要な改修が出てくる可能性がある。
- ・市街化調整区域の施設であるため、都市計画課との調整が必要である。

4 検証結果

以上の「3 移動保管先場所の条件と立地条件等の検証」により、**③旧学校給食センター第1調理場への集中備蓄が最適**であることを判断し、部長及び管財課との協議を行った。

5 部長及び管財課との協議について

旧学校給食センター第1調理場の建物の維持や倉庫利用としての必要な改修を施した上での備蓄倉庫の利用にあっては、その改修費用については、より高い費用対効果が求められることから、必要最低限の改修内容の検討、費用積算の上、検討することが重要であるとの協議に至った。

以上の必要最低限の改修を踏まえた、当該施設の整備について「公共施設等マネジメント戦略会議」において付議させていただき、ご意見を伺うものである。

令和5年10月25日

第3回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議

(掲載内容)

旧城南中学校の跡地活用公募結果及び今後のスケジュールについて



龍ヶ崎市情報公開条例第9条第5号

「実施機関の内部における検討等の
意思決定過程」

に該当するため、資料は非公開とさせていただきます。